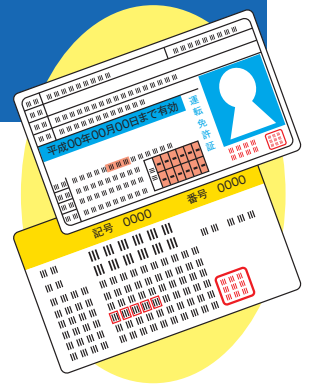


# お取引時の確認の変更について



銀行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」といいます)にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住居、生年月日等について確認させていただいておりますが、同法の改正により、**平成28年10月1日から、次のとおりお取扱いが変更になります**ので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 主な変更点

### (1) 保険証等の本人確認書類のお取扱いの変更について

お客さま等の氏名・住居・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の**顔写真がない本人確認書類**をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

### (2) 外国の政府等において同法に定められた職位にあるお客さま等とお取引に係る追加の確認について

外国の政府等において同法に定められた職位<sup>\*1</sup>にある(またはあった)お客さま、そのご家族にあたるお客さま等<sup>\*2</sup>とお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

※1 外国において元首や日本の内閣総理大臣、その他の国務大臣に相当する方 等。

※2 同法に定められた職位にある(またはあった)方、そのご家族の方が、下表の議決権保有比率の合計が25%超等の個人の方に該当する法人のお客さまも対象になります。

### (3) 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更について

法人のお取引のために来店される方の確認について、**社員証などによる在籍の確認ではなく**、委任状等の書面や法人のお客さまへのお電話等の方法により、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。

### (4) 法人のお客さまの実質的支配者の確認に係る変更について

法人のお客さまとお取引の際に、議決権の25%超を直接又は間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある**個人の方**の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。

## 2. お客さまへの確認事項およびご提示いただくもの(下線:平成28年10月1日からの変更事項)

	確認事項	ご提示いただくもの(原本をお持ちください)
個人のお客さま <sup>*1</sup>	氏名・住居・生年月日	○運転免許証 ○旅券(パスポート) 等
	職業、取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)
法人のお客さま <sup>*2</sup>	名称・本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 <sup>*3</sup> ○印鑑登録証明書 等
	事業内容	○登記事項証明書 <sup>*3</sup> ○定款 等
	来店された方の氏名・住居・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されているものに加え、委任状等により法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)
	当該法人の議決権保有比率の合計が25%超等の個人の方の氏名・住居・生年月日 <sup>*4</sup>	(窓口等で確認させていただきます)

※1 ご本人以外の方が来店された場合には、ご本人さまの確認に加えて、来店された方についての氏名・住居・生年月日とあわせて、ご本人のためにお取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

※2 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類(上記)以外の書類のご提示をお願いすることがあります。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等については一部取扱いが異なる場合があります。

※3 同法にもとづき登記事項証明書をお持ちになる場合、確認事項は複数ありますが、1通のみで結構です。

※4 法人のお客さまとの関係についても確認させていただきます。また、一般社団法人等においては、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方等の氏名・住居・生年月日を確認させていただきます。

## 3. その他

- ▶ お取引状況によっては、上記確認事項以外の事項についてご質問をさせていただく場合があります。
- ▶ 過去にお取引を行う目的や職業等の確認を行っていないお客さまについては、お取引を行う目的等を確認させていただきます。
- ▶ 特定の国に居住・所在している方等とお取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても上記事項の再確認をお願いすることがあるほか(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)、資産・収入の状況を確認させていただきます場合があります。
- ▶ 上記事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。
- ▶ なお、上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により処罰されることがあります。
- ▶ 詳しいことは、銀行の窓口にお問い合わせください。